

# 北尾公会堂管理規程

(名称)

第1条 この施設は、北尾公会堂（以下「公会堂」という。）と称する。

(目的)

第2条 この規程は、自治会活動の拠点として誰もが利用しやすい公会堂の維持管理方法を定める。

(管理)

第3条 公会堂の維持管理は、総務部が行う。

2 公会堂の管理責任者は、総務部長が就任する。

3 管理責任者は、あらかじめ公会堂の管理担当者を選出し、自治会長が委嘱する。

4 公会堂の清掃について管理責任者は、自治会員に協力を求め輪番制で行うようにする。

(使用範囲)

第4条 この公会堂を使用できる者は、次のとおりとする。

(1) 自治会活動に関し使用するとき。

(2) 安心安全、福祉、文化、健康など北尾自治会区域の生活環境を維持発展させることができる団体として管理責任者が認めたとき。

(3) 市行政及び行政協力委員がその目的のために使用するとき。

(4) 会員の冠婚葬祭等個人的に使用するとき。

(5) その他管理責任者が特に必要と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用料は、前条第1号から第3号の目的で使用するときは無料とする。

2 冠婚葬祭等個人的に使用するときには、別表に定める料金とする。

(使用手続き)

第6条 使用しようとする者は、公会堂掲示板の使用申込表に記入する。

2 管理責任者は、会員の葬儀など特殊な事情が生じた場合には予約を取り消すことができる。

(順守事項)

第7条 公会堂を使用しようとする者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用後は室内の清掃、整理整頓、火の始末、戸締り、施錠を行い、ごみは持ち帰る。

(2) 騒音を出すなど近所に迷惑をかけないようにする。

(3) 公会堂の設備、備品等を破損紛失した場合には、ただちに管理責任者へ届け出る。

(4) 他人に迷惑となる物品又は動物を携帯又は連行しない。

(5) 許可を受けずに壁や柱に張り紙又はくぎ類を打たない。

(6) 鍵は、速やかに管理担当者へ返却する。

(損害賠償)

第8条 使用者等が公会堂の設備、備品等を破損、紛失した場合、管理責任者はその損害を賠償させることができる。

(使用制限)

第9条 次に該当する場合には、使用を許可しない。また使用許可後でも許可を取り消すことができる。

(1) 使用中に著しく秩序を乱す行為が予測されるとき

(2) 使用中の順守事項に違反する行為があったとき

(3) 営利目的で使用するとき

(4) 選挙事務所として使用するとき

(5) その他管理責任者が不相当と認めたとき。

(経費)

第10条 公会堂の維持管理に要する経費は、公会堂使用料及び北尾自治会の資産並びに寄付金をもってこれにあてる。

附 則

この規程は、平成4年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

### 北尾公会堂使用料

	5時間以内	半日(12時間以内)	1日(24時間以内)
ホール	5,000円	10,000円	20,000円
炊事場	2,000円	4,000円	8,000円
和室	1,000円	2,000円	4,000円
テント1張り			1,000円
全館利用	5,000円	10,000円	20,000円
座卓、机1脚 (持ち出したとき)			100円